

食品等事業者の皆様へ

食品衛生法改正に関するお知らせです

(お問い合わせは上十三保健所生活衛生課：0176-23-4261)

◎新たに営業許可が必要になる場合があります！

食品衛生法の改正により、これまで許可不要だった方が、営業許可が必要になる場合があります。

【新たに営業許可が必要となる場合の例と必要な営業許可】

漬物を作っている（漬物製造業）、塩ウニを作っている（水産製品製造業）など

これらの製造を令和3年6月1日以前から行っており、今後も継続して製造する方は、令和6年5月31日までに施設基準に適合する施設を整備し、営業許可を取得してください。

ただし、令和3年6月1日以降からこれらの製造を始める方は、営業許可がないと製造できません。

◎営業許可施設の「作業場の手洗い設備の基準」が変わりました！

青森県食品衛生法施行条例の改正により、「作業場の手洗い設備の水栓」に新たな基準が設けられました。

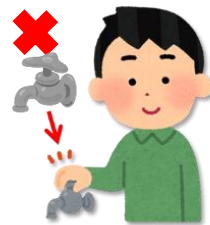
【作業場の手洗い設備の新たな基準】

「水栓は、洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造※であること」

※具体的には・・・手指を触れずに水を出したり止めたりできる構造のもの

例：レバー式、押しボタン式、足踏み式、センサー式など

適用される水栓は、「作業場内（調理場や加工場など）の手洗い専用設備」です。



新たな水栓の基準は、令和3年6月1日から適用されます（新規・更新）。営業許可の更新を迎える方は、更新の手続きまでに整備してください！

◎新たに「営業届」が必要になる場合があります！

食品衛生法の改正に伴う営業届出制度の創設により、食品を取り扱っている事業者は、営業許可業種以外でも保健所への届出※が必要な場合があります。

※営業許可と異なり、手数料はかからず、施設基準もありませんが、HACCPに沿った衛生管理の実施及び食品衛生責任者の設置が必要となります。

【届出対象となる営業の例】

許可業種以外の食品の製造・加工業

各種販売業（野菜・果物、冷蔵・冷凍品、消費期限表示の食品 等の販売）

集団給食施設（直営で1回20食程度以上提供する施設） など

令和3年6月1日以前から継続してこれらの営業を行っている方は、令和3年11月30日までに届出をしてください。※営業許可施設において、届出営業を併せて営む場合でも届出が必要です。

届出はこちらから！⇒ <https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

